

宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場管理規則(平成17年宍粟市規則第104号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場条例(平成17年宍粟市条例第134号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場(以下「施設」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可基準)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第5条の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があるとき。

(利用の許可等)

第3条 条例第5条の規定により施設の利用の許可を受けようとする者は、宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場利用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用券を発行して利用させる場合にあっては、利用券の購入をもって、当該施設の利用の許可があったものとする。

3 市長は、第1項の申請があった場合は、これを審査し、利用の許可を決定したときは、宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場利用許可書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(遵守事項)

第4条 施設を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯しないこと。
- (3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 利用の許可が必要とされている施設を許可なしに利用しないこと。
- (5) 許可なしに、物品の販売、宣伝その他これに類する行為をしないこと。
- (6) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。
- (7) 樹木を損傷し、又は成育の支障となる行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(利用の拒否等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を拒否することがある。

- (1) 泥酔者及び感染性の疾患を有する者
- (2) 前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者

(利用料金の承認等)

第6条 条例第11条の規定に基づき、施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、利用料金を定めるときは、指定管理者は宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場利用料金承認申請書(様式第3号)により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を認めたときは、宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場利用料金承認書(様式第4号)により、指定管理者に通知するものとする。

3 施設の利用料金を変更するときは、前2項の規定の例によるものとする。

4 利用料金の減免基準を定めるときは、指定管理者は宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場利用料金減免承認申請書(様式第5号)により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

5 市長は、前項の規定による申請を認めたときは、宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場利用料金減免承認書(様式第6号)により、指定管理者に通知するものとする。

(読み替え)

第7条 条例第11条の規定により施設を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第5条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、様式第1号及び様式第2号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「宍粟市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(公告等)

第8条 市長は、第6条の規定により利用料金及び利用料金の減免を承認したときは、公告するものとする。

2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは利用料金及び減免基準を利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(補則)

第9条 この規則で定めるもののほか、施設の管理に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場管理規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場利用許可申請書	
年 月 日	
宍粟市長 様	
申請者 住 所 団体名 (代表者) 氏 名 ㊟	
利 用 目 的	
利 用 期 間	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで 年 月 日 午前 時 分まで 午後 時 分まで
利 用 人 員	男 人 女 人 計 人
利 用 施 設 名	
使 用 料	円
備 考	

様式第3号(第6条関係)

宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場利用料金承認申請書

年 月 日

宍粟市長 様

所在地
申請者 指定管理者名
代表者氏名 ①

宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場利用料金を下記のとおりとしたいので、宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場管理規則第6条の規定に基づき承認を申請します。

記

宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場利用料金 円

様式第4号(第6条関係)

宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場利用料金承認書

年 月 日

指定管理者名

代表者 様

宍粟市長 様

年 月 日付けで申請のありました宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場利用料金については、承認します。

様式第5号(第6条関係)

宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場利用料金減免承認申請書

年 月 日

宍粟市長 様

所在地
申請者 指定管理者名
代表者氏名 ①

宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場利用料金の減免について下記のとおりとしたいので、
宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場管理規則第6条の規定に基づき承認を申請します。

記

宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場利用料金減免基準

1 免除するもの

(1)

(2)

2 減額するもの

利用料金減額 %

様式第6号(第6条関係)

宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場利用料金減免承認書

年 月 日

指定管理者名

代表者 様

宍粟市長 様

年 月 日付けで申請のありました宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場利用料金の減免については、承認します。